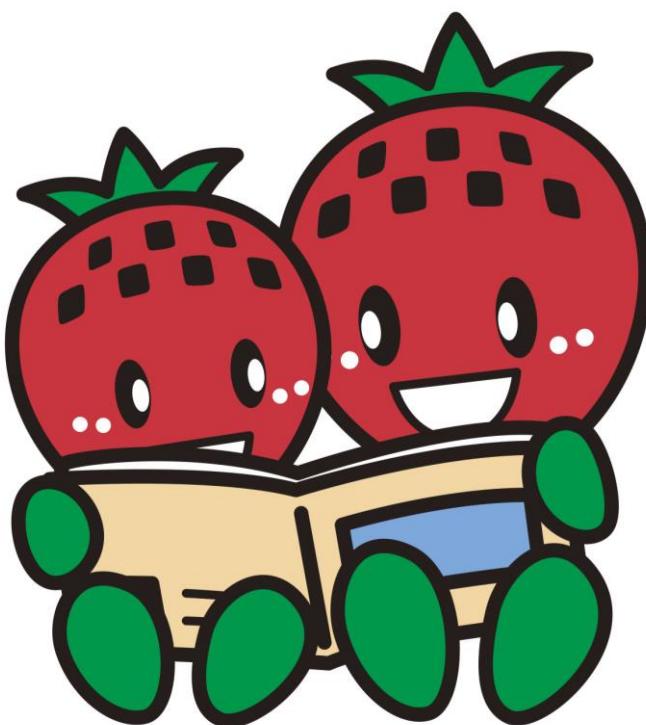




子育て支援ガイドブック



令和6年（2024年）4月

吉見町



〈もくじ〉

»妊娠がわかったら《	1
○母子健康手帳の交付	
»出産を迎えるにあたって《	2
○出産育児一時金の支給　○出産費の貸付　○国民健康保険税の産前産後免除	
○国民年金の産前産後期間免除　○両親学級　○パパママ歯科健診+	
»赤ちゃんが生まれたら《	4
○出生届　○国民健康保険に加入	
»健診を受けましょう《	
»予防接種を受けましょう《	
»妊娠期から出産・子育て期の支援《	5
○伴走型相談支援及び出産・子育て応援ギフト　○こども商品券	
»手当や医療費の支援《	6
○児童手当　○こども医療費　○中学3年生インフルエンザ予防接種助成金	
○未熟児養育医療　○自立支援医療（育成医療）　○結核児童の療育給付	
○小児慢性特定疾病医療費助成制度	
»子育て中のお父さん・お母さんのために《	9
○子育て支援センター　○わくわく広場　○体験事業　○出張！子育て支援事業	
○地域交流保育事業　○子育て応援事業　○吉見町こども家庭センター	
○ファミリーサポートセンター	
»保育所や幼稚園へいくには《	16
○保育所　○一時保育　○町内の幼稚園（私立）　○私立幼稚園入園料補助金	
»小中学生になったら《	19
○小中学校への入学　○転入・転校するとき　○就学の援助　○教育相談	
○学童保育	
»ひとり親家庭のために《	21
○手当や医療費の助成	
»障がいのある子どものために《	22
○手帳について　○手当や医療費の助成　○就学相談	
»ご存知ですか？発達障害《	23
»子育てに関する相談窓口《	24
»児童虐待に気づいたら…《	25
»ドメスティック・バイオレンス（DV）《	26
»急な病気やけがのとき《	27
»町内の医療機関《	28
»住宅取得支援《	29
○吉見町定住化促進奨励金	
»その他のサービス《	30
○パパ・ママ応援ショップ　○ママ・リフレッシュ事業	
○赤ちゃんの駅・おむつ交換や授乳ができる場所（公共施設）	
○もしものために～X（旧ツイッター）・フェイスブック～	
»お問い合わせ先一覧《	32
＊この冊子は令和6（2024）年4月現在の制度等に基づき、作成しております。	

»妊娠がわかったら«

○母子健康手帳の交付 『窓口 保健センター』

◎妊娠がわかったら、母子健康手帳の交付を受けましょう。

Q. いつ、どこでもらうの？

A. それぞれの病産院で多少の違いはありますが、超音波検査で胎児心拍の確認、妊娠8週前後の超音波検査で胎児の大きさから妊娠週数・分娩予定日が修正・確定されると、医師から母子健康手帳をもらってくるようにと説明があります。

母子健康手帳は、保健センターで交付します。出産予定日がわかりましたら、保健センターから交付を受けましょう。

保健センターで母子健康手帳の交付を受ける際に、妊娠届出書とアンケートの記入をしていただきます。

また、妊娠期を安心して過ごしていただけるよう、妊婦さんの体調や心配事等のご相談、町の子育て支援サービス等のご案内のため、すべての妊婦さんに對して30分程度の面接をおこないます。なお、代理の方が届出を行う場合は、後日ご本人に對して改めて保健師が面接をさせていただきます。

妊娠の届出の際には、次のものが必要となります。

1 個人番号（マイナンバー）がわかるもの

2 身元（実存）の確認（運転免許証・パスポートなど）

→マイナンバーカードをお持ちであれば1点で上記2点を確認できます。

代理人による届出の場合は、委任状の記入が必要となります。

詳しくは保健センターへのお問い合わせ、又は吉見町ホームページをご覧ください。

◎母子健康手帳は、一通り目を通していただき、妊娠・出産・育児に関する記録帳としてご活用ください。

◎転入された方は、お持ちの母子健康手帳をそのままお使いください。

※ただし、妊婦健康診査助成券等の差し替えがありますので、保健センターにお寄りください。

◎妊娠中の健康、日常生活、栄養のことなど不安な点、疑問な点などがありましたら、保健センターへお問い合わせください。



☆このマークのキーホルダーなどをつけている方は妊婦さんです。
気付いたら思いやりをもち、妊婦さんにとって優しい環境づくりにご協力ください。

»出産を迎えるにあたって«

○出産育児一時金の支給 『町民健康課－1階3番窓口－』

吉見町の国民健康保険に加入している方が出産したときに支給されます。妊娠12週(85日)以上の出産であれば、早産・流産・死産の区別なく支給されます。(医師の証明が必要)

ただし、他の健康保険から出産育児一時金が支給される方(他の健康保険の加入期間が1年以上あり退職後半年以内に出産された場合)には、国民健康保険からは支給されません。

※他の健康保険に加入している方は、加入先の健康保険へお問い合わせください。

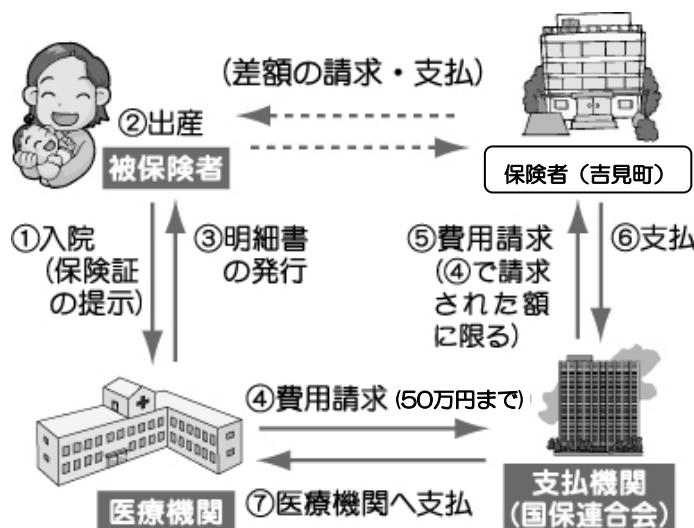
《支給額》 50万円(子ども1人につき)

《支給方法》 原則として医療機関等への直接払い(直接支払制度)となります。

■出産育児一時金直接支払制度のしくみ

出産育児一時金(50万円を限度)の申請とその受け取りを医療機関等があなたに代わって行います。医療機関等とあなたとの間で、代理契約を結ぶことで、出産育児一時金が直接医療機関等に支払われることになります。なお、直接支払制度に対応しているかどうかは、直接、医療機関へお問い合わせください。

ただし、出産費用が出産育児一時金を超えた分は自己負担となり、下回れば差額分を、後日、町民健康課に申請して支給を受けることができます。



■直接支払制度を活用しない場合・出産費用が50万円に満たない場合

直接支払制度の利用を希望しない場合や海外での出産の場合などは、従来どおり出産後、出産育児一時金の支給申請をしてください。

直接支払制度を利用された方で、出産費用が50万円を下回った場合は、差額分を支給しますので出産育児一時金(差額分)の支給申請をしてください。

《申請に必要なもの》

- 1 国民健康保険の保険証(マイナンバーカード)
- 2 世帯主名義の預金通帳
- 3 医療機関等から交付される出産費用の領収・明細書
- 4 医療機関等から交付される直接支払制度に関する合意文書
- 5 母子手帳等、出産が証明できる書類

○出産費の貸付 『町民健康課 - 1階3番窓口一』

吉見町の国民健康保険に加入している出産予定の方に出産費用の貸付けを行います。
《対象者》 出産予定日まで1か月の方
《貸付額》 出産育児一時金の支給見込み額の80%を限度とします。

○国民健康保険税の産前産後免除 『町民健康課 - 1階3番窓口一』

吉見町の国民健康保険に加入している出産予定者の方の国民健康保険税の所得割と均等割が、産前産後期間の4か月間（多胎妊娠の場合は6か月間）免除されます。
《対象者》 国民健康保険被保険者の出産者
《届出期間》 出産予定日の6か月前から
《申請に必要なもの》 出産予定日の確認ができる母子手帳等
出産後に届出される場合は出生証明書等
マイナンバーカード

○国民年金の産前産後期間免除 『町民健康課 - 1階3番窓口一』

国民年金第1号被保険者の方の国民年金保険料が出産予定日の属する月の前月（多胎の場合は3ヶ月前）から出産予定日月の翌々月までの期間免除されます。
《対象者》 国民年金第1号被保険者の出産者
《届出期間》 出産予定日の6か月前から
《申請に必要なもの》 出産予定日の確認ができる母子手帳等
出産後に届出される場合は出生証明書等
マイナンバーカード

○両親学級 『窓口 保健センター』

1週間前までに保健センターにお申込みください。
令和6（2024）年度 ◎1日目・2日目とも午前9時30分から受付をします。

月・日（曜日）	対象者	内容
6月 6日（木） 8日（土）	妊娠中のお母さん・お父さん (お子さん・ご家族の参加も大歓迎です。)	1 日 目 午前9時30分～正午 ・マタニティ体操 ※体操できる服装でお越しください。 ・妊娠中のセルフケア (アロママッサージ) ・妊娠中の過ごし方 ・出産への準備について
10月17日（木） 19日（土）		2 日 目 午前9時30分～12時30分 ・妊娠中の栄養について ・パパ'sキッチン (簡単な調理実習と試食) ・沐浴、おむつ交換、着替え、 抱っこ実習 ・調乳体験 ・妊婦体験
2月13日（木） 15日（土）		

○パパママ歯科健診^{プラス} + 一人の歯科健診ー 『窓口 保健センター』

1週間前までに保健センターにお申込みください。

令和6（2024）年度

◎完全予約制（9時30分～3名、10時00分～4名、10時30分～3名）

月・日（曜日）	対象者	内容
5月16日（木）		歯科健診
9月 5日（木）	妊娠中の方～74歳までの方 (お子さん連れの参加も大歓迎です。)	妊娠中の歯のケア 歯周病予防のアドバイス等
1月16日（木）		

»赤ちゃんが生まれたら«

○出生届 『町民健康課 －1階2番窓口－』

赤ちゃんの名前が決まつたら、出生届を出しましょう。

生後14日以内に現住所か本籍地、または出生地の市区町村に出生届を提出します。
休日・夜間でも受け付けています。

※休日・夜間の届出の場合、開庁日に再度来庁していただきます。

《必要なもの》 出生証明書・母子健康手帳

《届け出る人》 原則、子の父又は母

○国民健康保険に加入 『町民健康課 －1階3番窓口－』

出生届の際に申し出てください。

社会保険の方は加入先の健康保険組合に届け出てください。

»健診を受けましょう« 『窓口 保健センター』

保健センターでは、4か月児・10か月児・1歳6か月児・2歳児・3歳児を対象に健診を行っています。

その他、保健センターでは、いろいろな保健事業を行っています。予約が必要なものもありますので、「保健事業ガイドブック」を御確認ください。

»予防接種を受けましょう« 『窓口 保健センター』

赤ちゃんがお母さんからもらった免疫（病気に対する抵抗力）は、3か月くらいから自然に失われていきます。

予防接種の必要性や副反応についてよく理解し、お子さんの体調のよいときに受けましょう。

詳しくは、「保健事業ガイドブック」を御確認ください。

»妊娠期から出産・子育て期の支援«

○伴走型相談支援 及び 出産・子育て応援ギフト

『窓口 保健センター・子育て支援課 －2階10番窓口－』

すべての子育て家庭が安心して妊娠や出産、子育てをすることができるよう、妊娠期から子育て期まで継続して身近に相談することができ、必要な支援につないでいく「伴走型相談支援」の充実を図るとともに、出産育児関連用品の購入や子育て支援サービスの利用負担軽減を図る「経済的支援（出産・子育て応援ギフト）」を一体的事業として実施します。

◆伴走型相談支援 『窓口 保健センター』

妊娠や低年齢期の子育て家庭に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な育児に関する情報発信等を行い、必要な支援につなぐ取り組みを行います。

◆出産・子育て応援ギフト 『窓口 子育て支援課 －2階10番窓口－』

妊娠届提出時と出生届提出後に保健師等との面談を実施し「出産・子育て応援ギフト申請書」及び「アンケート」を提出された方に、10万円相当を支給します。

【出産応援ギフト：妊娠届提出時】

妊娠届提出時に面談を実施した妊婦の方に対して、1人当たり5万円相当を支給します。

【子育て応援ギフト：出生届提出後】

出生届提出後に面談を実施した新生児を養育する方（保護者）に対して、新生児1人当たり5万円相当を支給します。

※対象者の方には個別にご案内します。



○こども商品券 『窓口 子育て支援課 －2階10番窓口－』

吉見町では、子育て世帯の経済的負担の軽減と子育てに係るサービスの利用促進を図るとともに、子どもの健やかな成長の一助とする目的として、町内在住の子どもを養育する子育て世帯に対して、10か月児健診のとき及び1歳6か月児健診のときに、それぞれ1万円分のこども商品券を支給します。

※対象者の方には個別にご案内します。

»手当や医療費の支援«

○児童手当 『子育て支援課 - 2階10番窓口一』

0歳から中学校修了前の子どもの養育者に対し、支給するものです。

父母等で所得が高い方が公務員の場合は、所属庁へ申請してください。

また、ご家庭の状況により現況届の提出（毎年6月）が必要な場合があります。

※対象者には現況届を送付します。

【支給対象者】0歳から15歳到達年度末（中学校修了）までの児童を養育している方

【支 給 額】0歳～3歳未満 月額15,000円

3歳～小学校修了 第1子・第2子 月額10,000円

// 第3子以降 月額15,000円

中学生（一律） 月額10,000円

※出生・転入された方はその翌月分から支給対象となります。

【支 給 月】10月（6～9月分）、2月（10～1月分）、6月（2～5月分）

《必要なもの》 養育者の健康保険証・養育者名義の振込先がわかるものなど

※養育者と児童が別居している場合は、別居している児童（及び配偶者）の個人番号（マイナンバー）カードが必要になります。

→カードを所持していない場合、個人番号がわかるもの（個人番号通知カードなど）

と、本人確認書類（運転免許証など）が必要になります。

※所得制限限度額（622万円を基準）があります。所得制限限度額を超えた場合、児童1人当たり月額5,000円となります。（特例給付）

また、所得上限限度額を超えた場合、児童手当や特例給付が支給されなくなります。

※令和6年10月分から、児童手当の制度が改正されます。

【おもな変更点】

	改正前	改正後
支給対象	15歳到達年度末（中学校修了）まで	<u>18歳到達年度末（高校卒業）まで</u>
所得制限	限度額・上限額あり	<u>所得制限なし</u>
支給額 (月額)	3歳未満 15,000円 3歳～小学校修了 第1子・第2子 10,000円 第3子以降 15,000円 中学生 10,000円	3歳未満 第1子・第2子 15,000円 <u>第3子以降 30,000円</u> 3歳～ <u>高校生年代</u> 第1子・第2子 10,000円 <u>第3子以降 30,000円</u>
支払期	3回（2月、6月、10月） ※各前月までの4か月分を支給	<u>6回（偶数月）</u> ※各前月までの2か月分を支給

※改正内容は令和6年3月時点での情報です。

○こども医療費 『子育て支援課 -2階10番窓口一』

こどもが医療機関等でかかった医療費（保険診療分の自己負担額）を助成します。

【助成方法】

■現物給付（窓口払い不要）…窓口で医療費を支払わない方法

埼玉県内で現物給付を実施している医療機関等で受診する場合は、窓口でのお支払いが一部不要となります。必ず受診するたびに、医療機関等の窓口で受給資格証をご提示ください。同一の医療機関等（入院・通院別）で月額21,000円以上かかった場合は、月の初めに遡って一度お支払いの上、償還払いをご利用ください。

■償還払い…窓口で医療費をお支払いいただき、後日町から還付を受ける方法

支給申請書に、領収書の原本等必要書類を添付して子育て支援課にご提出ください。申請の受付を毎月10日で締め切り、月末に登録口座へ振り込みます。なお、振込通知は発送していませんので、通帳等でご確認ください。

※申請期限は、医療費を支払った翌日から起算して5年間です。

【支給対象年齢】

入院・通院ともに、18歳到達年度末まで

《必要なもの》 こどもの健康保険証・保護者名義の振込先がわかるものなど

※子どもの健康保険証が変更となった場合は、届出が必要です。

※入院時食事療養費、保険適用外（自費）の費用、第三者行為によるもの（交通事故など）は支給対象外です。

※学校や保育所等でケガをしたときは、災害共済給付（日本スポーツ振興センター）の対象になることがあります。その場合は、受給資格証は提示せず、一度医療費をお支払いください。

○中学3年生インフルエンザ予防接種助成金 『子育て支援課 -2階10番窓口一』

中学3年生の子どものインフルエンザ予防接種にかかる費用の一部を助成します。

◆対象接種期間 令和6年10月1日から令和7年1月31日

◆助成金額 接種費用から1,000円を除いた額（上限額5,000円）

※詳細は、9月以降に中学校や広報よしみなどをを通してお知らせします。

○未熟児養育医療 『子育て支援課 -2階10番窓口一』

未熟児（出生体重が2,000g以下、または医師が入院を必要と認めた乳児）が指定医療機関に入院した場合、医療費の一部を公費で負担します。

※所得に応じて自己負担額が生じますが、こども医療費で助成します。

【対象年齢】 満1歳になる前日まで

○自立支援医療（育成医療）

『長寿福祉課－1階4番窓口－』

治療によって効果の期待できる、身体に障がいのある、または放置すると将来、障がいを残すと認められる疾患のある18歳未満の児童に対し医療費助成を行っています。

なお、助成の受けられる医療機関は指定された育成医療機関です。

原則1割負担ですが、保護者の所得状況に応じて月額の上限があります。

【対象年齢】 18歳になるまで

○結核児童の療育給付

結核のため長期入院を必要とする児童が指定医療機関に入院した場合、医療費の一部を公費で負担します。

*世帯の所得税額に応じて、自己負担額が生じます。

【対象年齢】 18歳になるまで

◆問合せ先◆東松山保健所 TEL 0493-22-0280

住所 東松山市若松町2-6-45

○小児慢性特定疾病医療費助成制度

以下の疾病で治療を受けた場合、医療費の一部を公費で負担します。

【対象疾病】悪性新生物、慢性腎疾患、慢性呼吸器疾患、慢性心疾患、内分泌疾患、膠原病、糖尿病、先天性代謝異常、血液疾患、免疫疾患、神経・筋疾患、慢性消化器疾患、染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群、皮膚疾患、骨系統疾患、脈管系疾患

*受診者が加入する医療保険の被保険者の所得等に応じて、自己負担額が生じます。

【対象年齢】 18歳になるまで

※18歳到達後も引き続き治療が必要と認められる場合には、20歳未満まで延長することができる場合があります。

◆問合せ先◆東松山保健所 TEL 0493-22-0280



»子育て中のお父さん・お母さんのために«

○子育て支援センター

よしみけやき保育所に隣接した子育て支援センターでは、妊娠期の方から子育て中のお父さん・お母さんたちが気軽に集まり参加できるいろいろな事業を行っています。育児相談や情報交換ができるほか、体験事業も行っていますのでお気軽にご利用ください。

子育て家庭にとって子育て支援センターは身近なまちの拠点です。子どもの笑顔をみんなで支えていきましょう。

◆問合せ先◆子育て支援センター TEL 0493-59-8681

○わくわく広場

育児相談や情報交換ができる場として、毎週月～金の午前中にわくわく広場を開催しています。わくわく広場には保育士が常駐していますので、お子さんと一緒にお出かけしてみてはいかがでしょうか。

参加費は無料です。

【対象者】乳幼児（0歳から就学前）とその保護者、妊娠中の方

【場 所】子育て支援センター（よしみけやき保育所隣り）

【日 時】月～金 午前10：00～12：00

※午後も施設は開放しています。（午後1：00～4：00）

年末年始、祝日等はお休みします。

○体験事業

子育て支援センターでは、下記の体験事業を行っています。お子さんと一緒に参加してみてはいかがでしょうか。

・給食体験

保育所で提供している給食を試食していただけます。当日は栄養士も同席しますので、食に関する相談も受けられます。

月1回開催 要予約 参加費は子ども230円、大人260円

※定員に限りがあります。

・ママヨガ・親子ヨガ

お母さんのため、お子さんと一緒に行うヨガ教室です。

それぞれ隔月ごとに開催 要予約 参加費は無料 ※定員に限りがあります。

・ベビーマッサージ

ベビーマッサージを通して親子でリラックスできる事業です。

月1回開催 要予約 参加費は無料 ※定員に限りがあります。

他にも親子で料理が楽しめる「親子クッキング」や離乳食作りを体験することができる「ベビークッキング」などを開催しています。

体験事業の開催日等詳細は子育て支援センターにお問い合わせください。

○出前！子育て支援事業

『窓口 子育て支援センター』

吉見町子育て支援センターでは、町内2か所で「出前！子育て支援事業」を開催しています。

子どもとの「ふれあい遊び」や「絵本の読み聞かせ」など楽しい遊びを計画しています。支援センターはちょっと遠くてという方、少人数でゆっくり遊びたい方、この機会に是非参加してみてください。

保育士や看護師が育児に関する相談をお受けします。保護者同士の情報交換など交流の場にもなります。おじいちゃん、おばあちゃんとの参加も大歓迎です。たくさんの参加をお待ちしております。

◆問合せ先◆子育て支援センター TEL 0493-59-8681

【時間・内容】	10:00 受付
	10:15 受付後、自由遊び・交流・相談等
	10:45 ふれあい遊び・絵本の読み聞かせ等
	11:15 発育測定
	11:30 終了

※時間内の出入りは自由です。

【持ち物】 タオル・飲み物（甘くないもの）・着替え・おむつ等

【対象者】 0歳～就学前の乳幼児と保護者

【参加費】 無料

看護師も同行していますので、健康面の心配ごとなどの相談もできます。



【開催場所・開催日】

令和6(2024)年度

	東野ふれあいセンター	西部ふれあいセンター
1	4月17日（水）	5月 1日（水）
2	6月19日（水）	7月 3日（水）
3	8月21日（水）	9月18日（水）
4	10月16日（水）	11月20日（水）
5	12月18日（水）	1月15日（水）
6	2月19日（水）	3月12日（水）

※日程は変更になる場合もありますので、詳細についてはお問い合わせください。

○地域交流保育事業 『窓口 よしみけやき保育所』

地域の子育て中の方を対象によりしみけやき保育所の子どもたちと遊んだり、一緒に行事に参加したりしていただく交流保育です。また、看護師もいるため、健康面に関する心配事も相談できます。

保育士の関わりをみて子育てのヒントにしていただければと思います。

子育てに悩んだり、困ったりしたら遠慮なく保育所の地域交流保育に参加してみてください。町内にお住まいの乳幼児の親子または妊娠中の方の参加もお待ちしております。

◆問合せ先◆よしみけやき保育所 TEL 0493-54-1766

【開催時間】 午前10:00～11:00（各回共通）

【内容】
園庭開放 *保育所の子どもたちと一緒に園庭で遊びましょう。
遊ぼう会 *同年齢のクラスに入って遊びましょう。
七夕、豆まき *保育所の行事を一緒に楽しみましょう。
また、発育測定や保育所見学も実施しています。
※開催日により異なります。

【持ち物】 タオル・着替え（おむつ等）・飲み物（甘くないもの）等
お出かけの際に必要な物。

【対象者】 町内在住の就学前の子どもと保護者（妊娠中の方も含む）
定員 10組程度

【申し込み方法】
• 登録用紙で登録後、よしみけやき保育所に申し込んでください。
(一度登録をしていただければ就学前までご利用いただけます)
• 各回とも1か月前からよしみけやき保育所で申し込みを受け付けます。
☆受付時間☆ 午前9:00～午後5:00
(※土日は受け付けていませんのでご了承ください。)

【開催日・内容】

令和6(2024)年度

開催日		内容
1	5月15日（水）	園庭開放
2	6月27日（木）	七夕飾り
3	8月27日（火）	遊ぼう会
4	10月23日（水）	園庭開放
5	11月 8日（金）	園庭開放
6	1月15日（水）	遊ぼう会（お正月遊び）
7	2月 3日（月）	豆まき



※日程は変更になる場合もありますので、詳細についてはお問い合わせください。

○子育て応援事業 『窓口 子育て支援センター・子育て支援課－2階10番－』

武蔵丘短期大学（NPO法人武蔵丘スポーツクラブ）の教員や学生のみなさんなど、さまざまな方を講師としてお招きし、よしみけやき保育所や子育て支援センターなどで、子育て世代定住化促進への切れ目ない支援事業の一環として、「子育て応援事業」を開催しています。

子育て支援センターや子育て支援課主催の事業については、よしみけやき保育所に通っていないお子さんや保護者の方も参加することができますので、ぜひ予約をして参加してみてください。

◆問合せ先◆子育て支援センター TEL 0493-59-8681

子育て支援課 TEL 0493-63-5014

※子育て支援センターで実施される事業は、毎月発行される「ほほえみ」に事業に関する情報を掲載していますので、子育て支援センターで直接又は電話などでご予約ください。

※事業によっては問合せ先が異なりますので、詳細は事業内容が掲載されているチラシなどをご確認ください。

【対象者】 原則、町内在住の0歳～就学前の乳幼児と保護者

※実施する事業により対象者が異なりますので、ご注意ください。

【参加費】 無料

【持ち物】 事業によって異なりますので、事前にご確認ください。

◆今までに実施した事業について



・親子クッキング

行事食について学び、季節にちなんだおやつや桜餅作り、「おやつについて考えよう」など、さまざまなテーマの講演会を開催したりしています。

・ベビークッキング

離乳食初期から完了食まで、作り方や進め方などについて紹介しています。

・運動遊び

新聞紙やフラフープ、袋を使用した運動遊びや、親子で触れ合いながら体を動かすことができる運動遊びを実施しています。

・人形劇

「劇団貝の火」の方々をお招きし、「さんびきのこぶた」などの演目を披露しているだけています。

※今年度実施する事業については「ほほえみ」などでお知らせします。

○吉見町こども家庭センター

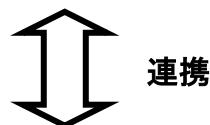
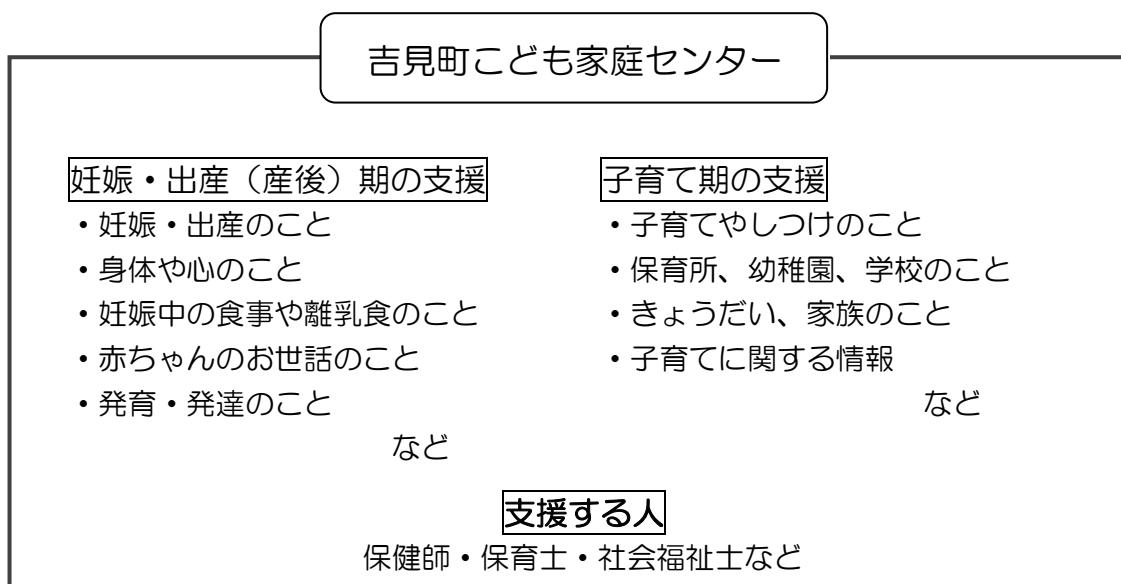
『窓口 こども家庭センター』

妊娠期から子育て期までの様々な悩み・質問・相談にお答えする総合相談窓口です。相談員（保健師・保育士等）がサポートしますのでひとりで悩まず、お気軽にご相談ください。

【時間】 月～金曜日 午前9時～午後5時（祝日・年末年始を除く）

【対象】 町内にお住まいの全ての妊娠婦、子育てをしている保護者の方、お子さん（概ね18歳未満）が対象です。

◇吉見町こども家庭センター事業のしくみ



【関連機関】

- | | | |
|---------|------------|-----------|
| ・保健センター | ・子育て支援センター | ・子どもの居場所 |
| ・保育所 | ・小中学校 | ・医療機関 |
| ・児童相談所 | ・保健所 | ・NPO法人 など |



※こども家庭センター（令和6年4月開設）は「子育て世代包括支援センター事業」及び「子ども家庭総合支援拠点事業」の両事業の機能が統合されたものです。

○ファミリーサポートセンター

『窓口 子育て支援課 一2階10番一・緊急サポートセンター埼玉』

ファミリーサポートセンター事業及び緊急サポートセンター事業は、安心して子育てができるように、子育てのお手伝いをしてほしい方（利用会員）と子育てのお手伝いをしたい方（サポート会員）が会員となり、双方の合意のもとでお子さんの預かりを有償ボランティアで行うものです。

センターは、利用会員の援助内容や要望にお応えできるサポート会員を紹介し、安心して援助活動が行えるようにお手伝いをします。

※援助を受けたい方（利用会員）も、必ず会員登録が必要です。

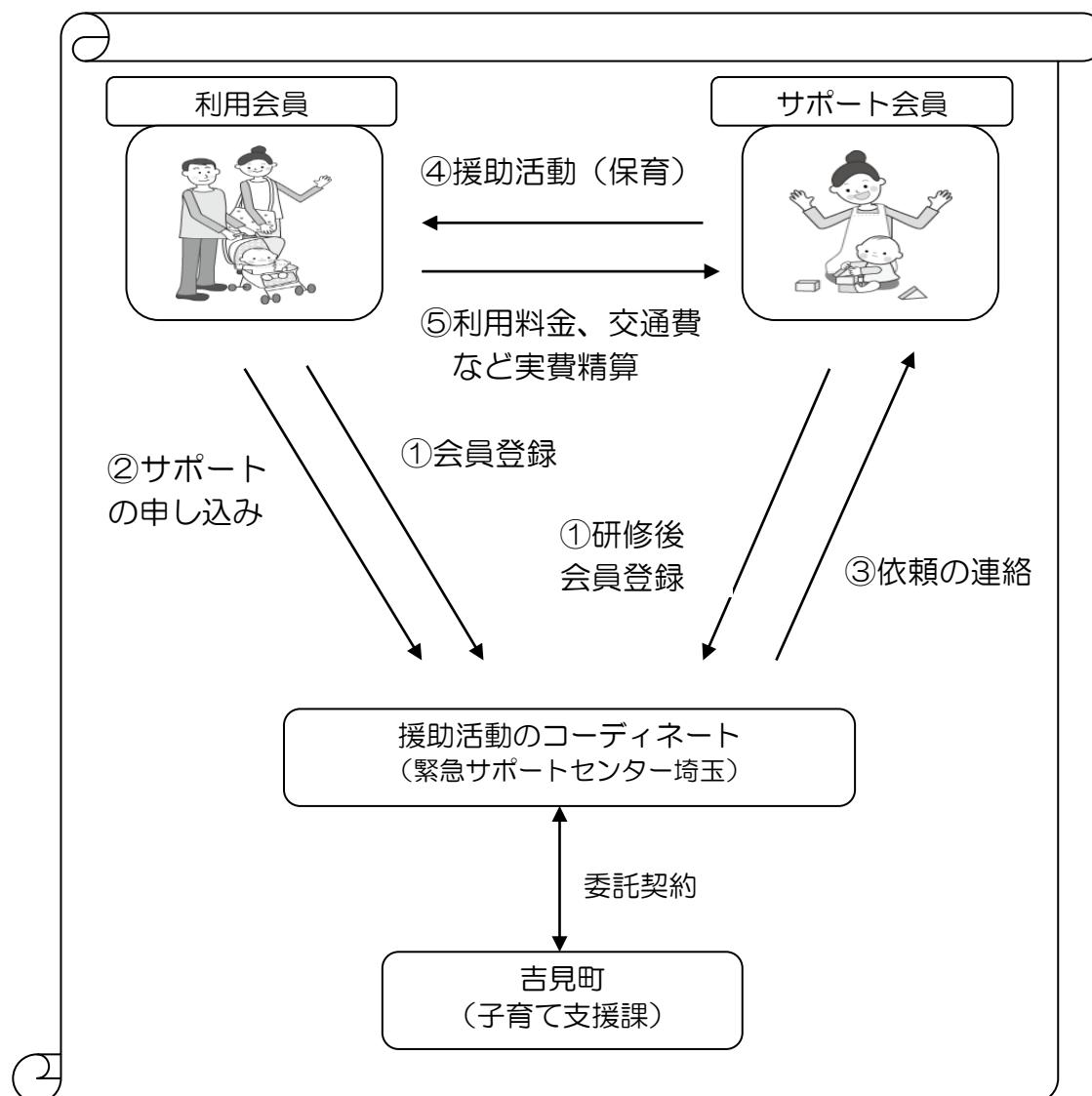
右記ホームページから登録することができます。

入会申込フォーム、利用フォーム2、利用フォーム3を入力する必要があります。



◆問合せ先◆緊急サポートセンター 埼玉 TEL 048-297-2903

【吉見町ファミリーサポートセンター事業の仕組み】



【お預かりの事例】

- ・保育所や幼稚園、小学校等への送迎やその前後のお預かり
- ・保育所、学校等の休みの際のお預かり
- ・習い事等の送迎
- ・保護者の求職活動中のお預かり
- ・保護者の通院やリフレッシュ等のお預かり
- ・病児・病後児のお預かり、受診
- ・宿泊を伴うお預かり
- ・保育所や幼稚園、小学校及び学童保育所からの急な呼び出し時のお迎え、お預かり、受診
- ・保護者が体調不良で保育が困難な時のお預かり
- ・冠婚葬祭など急を要する外出時のお預かり
- ・その他、急を要する子育てに関する困った時などのお預かり

【預かりの場所】

原則、サポート会員宅

【対象となるお子さん】

町内在住の小学校6年生までのお子さん

【利用料金】（お子さん1人／1時間当たりの料金）

援助活動終了時に、利用会員が直接サポート会員に支払います。（交通費などについては実費精算）

ファミリーサポート利用料金表

援助活動の時間帯	1時間当たりの利用料金	町補助金額	利用会員負担額
7時～19時	800円	300円	500円
19時～7時	1,000円	300円	700円

緊急（病児・病後児）サポート利用料金表

援助活動の時間帯	1時間当たりの利用料金	町補助金額	利用会員負担額
7時～19時	1,000円	400円	600円
19時～7時	1,200円	400円	800円

宿泊を伴うサポート利用料金表

援助活動の時間	利用料金	町補助金額	利用会員負担額
宿泊 18時～9時	10,000円	2,000円	8,000円

»保育所や幼稚園へいくには«

○保育所 『子育て支援課－2階10番窓口－・よしみけやき保育所』

保護者の保育の必要量を認定し、次のいずれかの理由で子どもを保育できないことが要件です。

【保育所へ入所できる基準】

- 1 1月当たりの就労時間が64時間以上の労働に従事していること。
- 2 妊娠していること、又は出産後間がないこと。
- 3 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。
- 4 長期にわたり同居等の親族を常時介護していること。
- 5 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。
- 6 求職活動を継続的に行っていること。
- 7 就学又は職業訓練をしていること。
- 8 子どもに対し虐待（児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条各号に掲げる行為をいう。）をするおそれがあること。
- 9 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条に規定する配偶者からの暴力により小学校就学前子どもの保育を行うことが困難であること。
- 10 育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること。
- 11 前各号に類する事由であると町長が認める状態にあること。

【利用者負担金（保育料）】

4月分から8月分までの月分の利用者負担金については前年度分の市町村民税額所得割課税額を基に、9月から翌年3月までの月分の利用者負担金については当該年度分の市町村民税所得割課税額を基に決定します。

また、3歳児クラスから5歳児クラスの利用者負担金は、令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化に伴い0円です。（0歳児クラスから2歳児クラスまでの住民税非課税世帯の子どもたちの利用者負担金も0円です。）

【申込期間】

- ・年度途中からの入所を希望される方
原則として、毎月1日が入所初日で、入所希望月の前月の10日までに申込書を提出してください。
- ・新年度入所（4月1日入所）を希望される方
広報10月号にお知らせを掲載します。

【保育場所】

よしみけやき保育所 吉見町大字中新井467

【電話番号】

子育て支援課またはよしみけやき保育所 (TEL0493-54-1766)

【保育時間】

平日（月～金）	8：30～17：00
土曜日	8：30～12：00

【延長保育】

平日（月～金）	朝7：30～ 8：30 夕17：00～19：00
土曜日	朝7：30～ 8：30 夕12：00～17：00

延長保育のご利用にあたっては、保護者の勤務時間、児童の心身の発達状態などを調査したうえ、真にやむを得ない場合について利用を決定しますのでご了承ください。

平日の延長保育のうち、18：30以降は延長保育料金が必要となります。

延長保育料 月額2,000円

○一時保育 『窓口 よしみけやき保育所』※リフレッシュ保育の場合はこども家庭センター

ふだん保育所を利用していない児童が、保護者の就労や傷病など、緊急かつ一時に家庭での保育が困難となった場合や、リフレッシュを目的に、一時的に保育するものです。

保育の種類

非定型的保育	保護者の就労、職業訓練、就学などの理由により、断続的に保育が困難となる児童を週3日程度、6ヶ月を限度としてお預かりします。
緊急保育	保護者の傷病、災害、事故、出産、看護、介護、冠婚葬祭など社会的にやむをえない理由により、緊急に保育が困難となる児童を1ヶ月を限度としてお預かりします。
リフレッシュ保育	保護者の育児疲れなどの軽減のため、1児童1ヶ月に1回を限度としてお預かりします。

保育時間 平日（月～金）8：30～17：00

※半日保育の場合は、 8：30～12：00

13：00～17：00

※リフレッシュ保育については 9：00～12：00

保育料 1日 2,000円 半日 1,000円



○町内の幼稚園（私立）

幼稚園は学校教育法に基づく施設で、集団生活を体験し、遊びを通して社会生活をするうえでのルールや道徳を学習できる場です。

【対象】 満3歳から小学校就学前まで

【手続方法】 10月ごろ願書交付、

受付は11月1日から幼稚園で行います。

*詳細は、直接よしみ幼稚園へお問い合わせください。

《幼稚園名》 よしみ幼稚園

《所在地》 吉見町大字御所146-2

《電話番号》 0493-54-2512

《定員》 360人

○私立幼稚園入園料補助金 『教育総務課 一2階10番窓口一』

経済的負担の軽減及び幼児教育振興のため、町内の私立幼稚園に入園した園児の保護者へ入園料の一部を補助します。

【対象】 入園時に町内に住所を有していること

入園料を納入していること

町税等に滞納がないこと

【補助額】 20,000円



»小中学生になったら« 『教育総務課 -2階10番窓口』

○小中学校への入学

小中学校に入学するお子さんの保護者に、1月末までに入学通知書を送付します。入学通知が届かない方、住所に変更のある方、国立・県立・私立学校へ入学される方は、お問い合わせください。

○転入・転校するとき

1. 教育総務課へ「転出入届」を記入・提出してください。
2. 各小中学校で転校に関する必要書類の交付を受けて、転入先の学校に持参してください。

○就学の援助

★就学援助制度

経済的理由によって、就学困難と認められる小中学生が安心して勉強できるように、学用品費や給食費等の援助を行っています。

- 【対象】
・町内小中学校に在学し、経済要件等に基づき町が認定した家庭
・新入学学用品の入学前支給は町内小中学校に就学を予定し、経済的要件等に基づき町が認定した家庭

★特別支援教育就学奨励費制度

特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減し、特別支援教育の振興を図るため、学用品費や給食費などの一部を援助しています。

- 【対象】町内小中学校へ就学する学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童・生徒又は特別支援学級に在籍する児童・生徒

○教育相談

町民体育館2階に教育相談室を設置し、子どもの性格や行動、生活上の悩み、発達、いじめ、不登校、進路、ことばやきこえに関することなどの教育相談を実施しています。

また、適応指導教室（あすなろ教室）を併設し、学校へ行きたくても行けない小中学生の皆さんや、その保護者の方々に、教育相談を行いながら自立への支援と学校生活への復帰を支援しています。

- ◆とき 毎週月～金曜日（午前9時30分～午後3時30分）
※学校の春夏冬季休業中は、原則として閉室

◆ところ 町民体育館2階 教育相談室

※電話相談は隨時受付、面接相談は電話でお申し込みください。（TEL 54-1752）
※長期休業中や相談員が訪問相談などで不在の際は、教育総務課（TEL 54-7807）へご相談ください。

○学童保育 『子育て支援課 一2階10番窓口一・各学童クラブ』

保護者が就労等で留守になる家庭の小学生を対象に、学童保育を行っています。

1 西小学校・西が丘小学校・北小学校の在校児童

《学童クラブ名》 のびっ子クラブ

《所在地・電話》 吉見町大字和名19-2（西小学校隣り）

TEL 54-5833

《保育時間》 平 日 学校終了後～18:00

土 曜 日 8:00～18:00

夏休み等 8:00～18:00

※朝・夕方の延長保育有り

2 東第一小学校・東第二小学校・南小学校の在校児童

《学童クラブ名》 いちごクラブ

《所在地・電話》 吉見町東野5-20-1（東第一小学校隣り）

TEL 54-8945

《保育時間》 平 日 学校終了後～18:00

土 曜 日 8:00～18:00

夏休み等 8:00～18:00

※朝・夕方の延長保育有り

※土曜日の保育（8:00～18:00）は、第1週及び第3週のみとなります。

- 【費用】
- ・入所料10,000 円（入所時のみ）
 - ・保育料（おやつ代〈2,000円〉、教材費〈500円〉を含む）
小学1年生～3年生：1人12,000円／月
小学4年生～6年生：1人 8,500円／月
 - ・諸費用：父母会費又は保護者会費、本代（いちごクラブ）、その他

※朝・夕方の延長保育については別途延長料金がかかります。
詳細は、直接学童クラブへお問い合わせください。



»ひとり親家庭のために«

ひとり親家庭等の経済的自立や子どもの福祉増進、生活支援のためのいろいろな制度があります。

○手当や医療費の助成

『子育て支援課 -2階10番窓口-』

・児童扶養手当

父母の離婚、死亡などによって、父又は母と生計を同じくしていない子どもを育てている家庭の父又は母もしくは養育者に支給される手当です。

* 所得制限があります。

【支給額】 月額10,740円～45,500円（子ども一人の場合）

*所得や子どもの人数等によって支給額が変わります。

・ひとり親家庭等医療費支給事業

ひとり親の子どもを育てている方に医療費の一部が支給される制度です。

令和2年8月診療分から保険診療分の医療費の窓口払いが一部廃止となりました。

* 所得制限があります。

・母子家庭等自立支援給付金

埼玉県では県内の「町村」にお住まいのひとり親家庭のお母さん・お父さんを対象に、安定した就職を支援するための給付事業を実施しています。

自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金については西部福祉事務所へお問い合わせください。

◆問合せ先◆西部福祉事務所 TEL 049-283-6780

住所 坂戸市石井2327-1

※ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付制度についても同様の問合せ先です。

・母子相談

母子家庭や寡婦の方の相談や指導を行っています。

【日 時】 月～金曜日（土日、祝日、年末年始はお休みです。）

◆相談先◆西部福祉事務所 TEL 049-283-6780

・母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付制度

経済的自立や扶養している子どもの福祉増進のために、必要な資金を借りることができます。

【対 象】母子（父子）家庭の母（父）、寡婦、父母のない20歳未満の児童
40歳以上の配偶者のない方 *所得制限があるものもあります。

◆問合せ先◆西部福祉事務所 TEL 049-283-6780

・ひとり親就労相談

専任の支援員が個別に就労支援を行っています。

【日 時】 月～金（除祝日・年末年始）

◆相談先◆西部福祉事務所 TEL 049-283-6780

または ハローワーク東松山 TEL 0493-22-0240

住所 東松山市上野本1088-4

»障がいのある子どものために«

○手帳について 『長寿福祉課 - 1階4番窓口一』

・身体障害者手帳

病気や怪我のために、視聴覚・音声言語機能・肢体・心臓機能・腎臓機能・呼吸器機能等に永続する障がいがある方に交付されます。

・療育手帳

児童相談所等で知的障害児（者）と判定された方に交付されます。

・精神障害者保健福祉手帳

精神障害のために、長期にわたって日常生活や社会生活への制約があると認められた方に交付されます。

○手当や医療費の助成 『長寿福祉課 - 1階4番窓口一』

・障害児福祉手当

20歳未満で身体障害者手帳1級又は2級の一部、療育手帳Ⓐ、又はそれらと同程度の精神障害等のある方に手当を支給します。

* 所得制限があります。

【支給額】月額15,690円

・特別児童扶養手当

身体又は精神に一定以上の障がいのある20歳未満の児童を家庭で育てている父母又は養育者に手当を支給します。

【支給額】1級（重度）55,350円 * 所得制限があります。

2級（中度）36,860円 * 所得制限があります。

・重度心身障害者医療費支給事業

重度心身障害者が病院等でかかった医療費の本人負担分（保険診療分のみ）を助成します。

身体障害者手帳1級～3級、療育手帳Ⓐ・A・Bの方

精神障害者保健福祉手帳1級の方が対象となります。

* 所得制限があります。

・難聴児補聴器購入費の助成

身体障害者手帳の交付の対象とならない軽度又は中等度の難聴児の言語の習得、教育等における健全な発達を支援するため、補聴器の購入のための費用を助成します。購入される前に、あらかじめご相談ください。

* 所得制限があります。

○就学相談 『教育総務課 - 2階10番窓口一』

お子さんの就学についてご心配な保護者の方に、お子さん一人ひとりの発達の状況や障がいの状態に応じた、よりよい教育が受けられるよう、就学相談を隨時行っています。

»ご存知ですか？発達障害«

発達障害とは、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」と平成17年4月に施行された発達障害者支援法で規定されています。発達障害には、いろいろなタイプがあり、特徴や症状も異なるため、その人その人に、できること、苦手なこと、得意なことは違っています。

◆主な発達障害

1 広汎性発達障害

自閉症、アスペルガー症候群のほか、レット障害、小児期崩壊性障害、特定不能の広汎性発達を含む総称です。

2 自閉症

「対人関係の障害」、「コミュニケーションの障害」、「限定した常的な興味、行動および活動」をもつ障害です。3歳までに何らかの症状がみられます。

3 アスペルガー症候群

「対人関係の障害」、「限定した常的な興味、行動および活動」をもつ障害です。基本的に、知的な遅れを伴わず、言葉の発達の遅れやコミュニケーションの障害はありません。

4 学習障害（LD）

全般的に知的発達に遅れがないのに、聞く、話す、読む、書く、計算する、推論するなどの特定の能力を学んだり、おこなったりすることに著しい困難がある状態をいいます。

5 注意欠陥多動性障害（ADHD）

年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすものです。また、7歳以前に現れ、その状態が継続し、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定されています。

○発達障害の相談等

埼玉県では、発達障害者支援センターを設置しています。

名 称 埼玉県発達障害者支援センター「まほろば」

所在地 〒350-0813 川越市平塚新田東河原201-2

電 話 049-239-3553

H P <https://www.dd-mahoroba.com/>

◆相談支援◆

発達障害児(者)及びその家族、支援者に対する相談支援

- ・来所相談（要予約）
- ・電話相談（月～金 9時～12時・13時～17時）

»子育てに関する相談窓口«

名称（開設機関）・住所	相談内容	窓口開設日時・電話番号等
よい子の電話教育相談 〈保護者用〉 (埼玉県立総合教育センター)	いじめや不登校等の子どもに関する悩みや心配ごとの相談	毎日24時間対応 電話：048-556-0874 (Eメール相談) soudan@spec.ed.jp (FAX相談) 0120-81-3192
子どもスマイルネット (埼玉県福祉部こども安全課)	子ども（原則18歳未満）に関する様々な悩み相談	祝日、年末年始を除く毎日 10:30～18:00 電話：048-822-7007
嵐山学園児童家庭支援センター (社会福祉法人慈徳院)	子どもや子育ての悩みに関する相談	平日（月～金） 8:30～17:30 土日・夜間は緊急時のみ、電話対応可 電話：0493-53-6611 住所：嵐山町大字菅谷字東原264-1
川越児童相談所 (埼玉県福祉部川越児童相談所)	養育に欠ける子どもの相談、子どもの性格行動の相談、障害をもつ子どもの相談、非行のある子どもの相談、里親になりたい方の相談	平日（月～金） 祝日、年末年始を除く 8:30～18:15 電話：049-223-4152 住所：川越市宮元町33-1
子育て相談窓口 (埼玉県医師会)	子育てに関する医学的な相談 (医学的なもの以外の相談に関しては、適切な相談窓口を紹介します。)	書面にて受付、後日書面で返答します。住所・氏名・電話番号をご明記ください 住所：〒330-0062 埼玉県さいたま市浦和区仲町3-5-1 (社)埼玉県医師会 子育て相談窓口係 電話：048-824-2611 PC・スマートフォンからも相談できます。

※児童虐待に関する相談・通告はP24をご覧ください。

※上記の相談窓口の他、地域では民生・児童委員、母子愛育会の班員が活動しており、子育ての相談に応じています。

»児童虐待に気づいたら…«



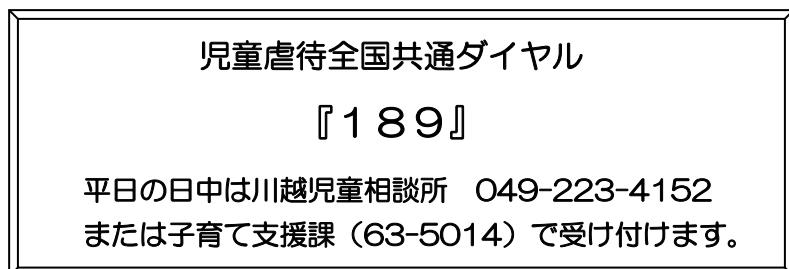
●もしや虐待では・・・という疑いを持ったとき

児童虐待は、家庭という密室で起きるため、虐待を見つけることは大変困難になります。

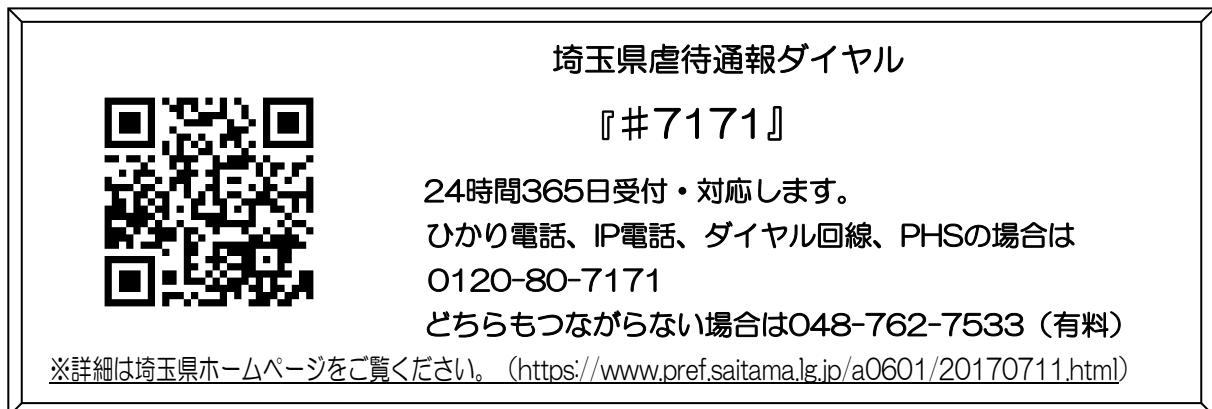
しかし、虐待を受けている子どもは、何らかのSOSのサインを出していることがあります。こうしたサインに気づいたら、児童相談所や子育て支援課に相談（通告）しましょう。

通告は、子どもを守り、虐待をする保護者を救うことになります。

体罰は法律で禁じられています。



また、埼玉県では早期に虐待を発見するために、児童虐待、高齢者虐待、障害者虐待の通報を24時間365日受け付けています。



1. 身体的虐待

なぐる、ける、おぼれさせる、異物を飲ませる、戸外へ閉め出すなど。

2. 心理的虐待

言葉によるおどし、脅迫、無視、きょうだい間の差別的な扱いなど。児童の目前で行われる家庭内暴力（DV）も心理的虐待に含まれます。

3. ネグレクト

家に閉じ込める、病気やけがをしても病院へ連れて行かない、適切な食事を与えない、ひどく不潔なままにする、自動車内や家に置き去りにするなど。

4. 性的虐待

子どもへの性交、性的行為の強要、性器や性交をみせる、ポルノグラフィーの被写体などに子どもを強要するなど。

»ドメスティック・バイオレンス (DV) «

暴力は「犯罪」です。夫婦やパートナーなど、親密な間柄で行われる暴力行為をドメスティック・バイオレンス (DV) といいます。DVは許されない行為ですので、ひとりで悩んだり、我慢しないで相談してみましょう。

1. 身体に対する暴力

なぐる、ける、物を投げつける、刃物をふりまわすなど

2. 精神的暴力

「誰のおかげで生活できるんだ」「役立たず」などの暴言、交友関係を細かく監視する、大切にしている物を壊す、無視するなど

3. 性的暴力

望まない性的な行為の強要、避妊に協力しないなど

4. 子どもを利用した暴力

子どもを取り上げたり、子どもへの加害行為をほのめかすなど

5. 経済的暴力

生活費を渡さなかったり、仕事を無理やりやめさせて経済的に弱い立場に立たせるなど

◆DVに関する相談窓口◆

名称	相談	電話
吉見町役場 自治財政課 人権政策室 相談係	月～金（祝日・年末年始を除く） 8：30～17：15	54-1515
With You さいたま	月～土曜日 (第3木曜・祝日・年末年始を除く) 10：00～20：30 さいたま市中央区新都心2-2 ホテルブリランテ武蔵野3-4階	048-600-3800
婦人相談センター DV相談担当	月～土曜日 9：30～20：30 日曜日・祝日 9：30～17：00 (年末年始を除く) ★DVお悩みチャット@埼玉 https://saitamaonayami.jp/ 日・水・金曜日（年末年始を除く） 15：00～20：30	048-863-6060
西部福祉事務所 地域福祉担当	月～金（祝日・年末年始を除く） 8：30～17：15 坂戸市石井2327-1	049-283-6780
東松山警察署 生活安全課	緊急の時は迷わず110番におかけください。 東松山市上野本1117-1	25-0110 緊急の場合110

»急な病気やけがのとき«

・在宅当番医制

国民の祝日・休日及び年末年始に地域の医療機関が当番制で診療を行っています。
町ホームページや「広報よしみ」に掲載されていますので、ご参照ください。

・比企地区こども夜間救急センター（東松山医師会病院内）

子どもの病状を電話で相談してから来院してください。

病状についての電話相談も行います。

受付 月～金 19:30～22:00（診療は20:00から）

対象者 原則として満15歳以下の子ども

ただし、休日・祝日、年末年始（12/29～1/3）を除きます。

◆問合せ先◆ TEL 0493-22-2822

・埼玉県小児救急電話相談

休日や夜間の子どもの急病に対する電話相談

受付 24時間365日対応

#7119またはTEL 048-824-4199

※従来と同様に次の番号からも電話をかけられます。

#8000またはTEL 048-833-7911

・埼玉県AI救急相談

家庭での対処方法や医療機関への受診の必要性についてチャット形式で相談が
可能です。スマートフォンやパソコンからご利用いただけます。

・公益社団法人日本小児科学会

子どもの症状について、病院に連れていくべきか迷ったときなどにホームページ
で病状ごとに病院への判断の目安を提供します。

PCアドレス <http://kodomo-qq.jp/>

携帯電話アドレス <http://www.qqm.jp/>

・中毒110 番

化学物質（たばこ・家庭用品など）、医薬品、動植物の毒などによって起こる急
性の中毐について情報提供・相談を受け付けています。

（財）日本中毒情報センター

大阪中毒110番
TEL072-727-2499
24時間365日対応

つくば中毒110番
TEL029-852-9999
24時間365日対応

たばこ誤飲事故専用回線
TEL072-726-9922
無料（自動音声応答による情報提供）
24時間365日対応

»町内の医療機関«

病院・医院等

名称	住所	電話番号
白井医院	下細谷736	54-0062
森田クリニック	久米田859-1	53-2220
たばた小児科	久米田616-8	54-8822

歯科医院

名称	住所	電話番号
田中歯科医院	東野2-5-10	54-0127
関歯科医院	下細谷940-1	54-3386
小岩井歯科医院	松崎400	54-7425
さくら歯科クリニック	大和田197-2	54-4182
ポンポン山歯科医院	田甲705-1	81-3636

保険調剤薬局

名称	住所	電話番号
ウエルシア薬局吉見店	久保田1413	54-6925
フラー薬局	久米田76-1	54-7686
吉見薬局	久米田618-1	54-8181

接骨院

名称	住所	電話番号
吉見接骨院	大和田741	54-8167
山崎接骨院	山ノ下885	54-8059
おおやま接骨院	東野2-14-5	54-8186
吉見なまい接骨院	江和井497-2	81-7660



»住宅取得支援«

『総合政策課 - 3階11番窓口一』

○吉見町定住化促進奨励金

町内に定住を希望する方が住宅を取得した場合、住宅取得費用の一部に対して奨励金を交付します。また、条件によっては加算対象（子育て世代・市街化区域内・中古住宅）となり、最大で50万円を受け取ることができます。

●奨励金額

住宅取得	20万円
子育て世代 加算	10万円 申請者が子育て世代である場合 ・高校生以下の子どもを扶養する世帯（18歳到達年度末までの子） ・出産予定がある世帯（妊娠22週間以後） ・夫婦の双方またはいずれか一方が40歳未満である世帯
市街化区域 加算	10万円 住宅が市街化区域にある場合
中古住宅 加算	10万円 住宅が中古住宅である場合

※住宅取得・加算には、それぞれ条件があります。詳しくは、総合政策課にお問い合わせください。

●事業期間

令和6年（2024年）4月1日 から 令和9年（2027年）3月31日まで

●申請方法

申請書に必要書類を添付して、総合政策課に提出してください。
(申請書は、吉見町役場3階総合政策課窓口または町ホームページからダウンロードできます。)

【関連する補助金】

- ・吉見町新婚世帯移住定住促進奨励金
- ・吉見町ゼロカーボンシティ推進補助金
- ・吉見町住宅リフォーム補助金



»その他サービス«

○パパ・ママ応援ショップ～LINE版は切り替え手続きが不要です！～

県内の協賛店舗で優待カードを提示すると各店舗の優待が受けられます。

- 【対象者】
・18歳に達して次の3月31日を迎えるまでのお子様がいる世帯の方
・妊娠中の方がいる世帯の方
(同居別居にかかわらず、日ごろ子育てを支援してくれる祖父母の方も利用可)

【配布予定場所】吉見町役場子育て支援課・吉見町保健センター・子育て支援センター

※配布時にお子様の年齢がわかるもの（お子様の健康保険証等）のご提示をお願いします。



- ★有効期限 2025年3月末日
★優待カード又はLINE画面を協賛店舗にご提示ください。
※優待カード裏面の氏名欄未記入の場合には、特典を受ける
ことができません。必ずご記入ください。

また、埼玉県LINE公式アカウント（アカウント名：埼玉県庁）でご利用いただけます。「友達追加」し、トーク画面の基本メニューを「魅力情報」にタップして切り替ると、「パパ・ママ応援ショップ優待カード」が表示されますので、タップして利用情報を入力すればご利用いただけるようになります。更新の手間が不要な、LINE版をぜひご利用ください。



◎平成28年4月から全国で利用できます！！◎

- ◆全国で利用できる協賛店は左のマークが目印です。
- ◆ただし一部の自治体及び協賛店では利用できない場合があります。
- ◆また自治体によって利用できる対象世帯の要件が異なります。

○ママ・リフレッシュ事業

毎日子育てに忙しいママ（パパ）に、気分転換を図ってもらい、楽しく子育てを続けてもらうため、子供連れでも安心して利用できるサービスを県内の企業などに提供いただくのが、「ママ・リフレッシュ事業」です。

【サービスの例】親子向けイベントの開催やスタッフによる託児サービスの提供など

「パパ・ママ応援ショップ」「ママ・リフレッシュ事業」の協力店やサービスの内容は埼玉県のホームページで検索できます。

アドレス <http://www.pref.saitama.lg.jp/>

○赤ちゃんの駅・おむつ交換や授乳が出来る場所（公共施設）

下記の施設では、おむつ交換や授乳の際にご利用いただけるよう、授乳スペースやベビーベッド、おむつ交換台などを設置していますので、ご利用ください。

施設名	住所	おむつ 交換	授乳
吉見町役場	吉見町大字下細谷411	○	○
道の駅いちごの里よしみ	吉見町大字久保田1737	○	
吉見百穴	吉見町大字北吉見324	○	
福祉会館	吉見町大字下細谷1216-1	○	○
保健センター	吉見町大字下細谷1212	○	○
町民会館（フレサよしみ）	吉見町大字中新井508	○	○
東野ふれあいセンター	吉見町東野5丁目15-7	○	
西部ふれあいセンター	吉見町大字北吉見1717-1	○	
東公民館	吉見町大字蚊斗谷132	○	○
西公民館	吉見町大字北吉見2823	○	○
南公民館	吉見町大字前河内309-1	○	○
北公民館	吉見町大字地頭方532-1	○	○
町民体育館	吉見町大字中新井493-1	○	
ふれあい広場	吉見町大字小新井142	○	
図書交流館（ぷらっとよしみ）	吉見町大字中新井500-1	○	○
埋蔵文化財センター	吉見町大字北吉見321	○	
*よしみけやき保育所	吉見町大字中新井467	○	○
*子育て支援センター	吉見町大字中新井467	○	○
*こども家庭センター	吉見町大字中新井497	○	○

「*」の施設は赤ちゃんの駅ではありませんがおむつ交換などができます。

県内の設置状況については、埼玉県のホームページをご確認ください。

<http://www.pref.saitama.lg.jp/>

○もしものために ~X（旧ツイッター）・フェイスブック~

吉見町では、防災無線等の緊急情報をはじめとする行政情報をX（旧ツイッター）・フェイスブックで発信しています。災害時の情報確認手段のひとつとして、ご利用ください。



吉見町公式X（旧ツイッター）

<https://twitter.com/yoshimimachi>

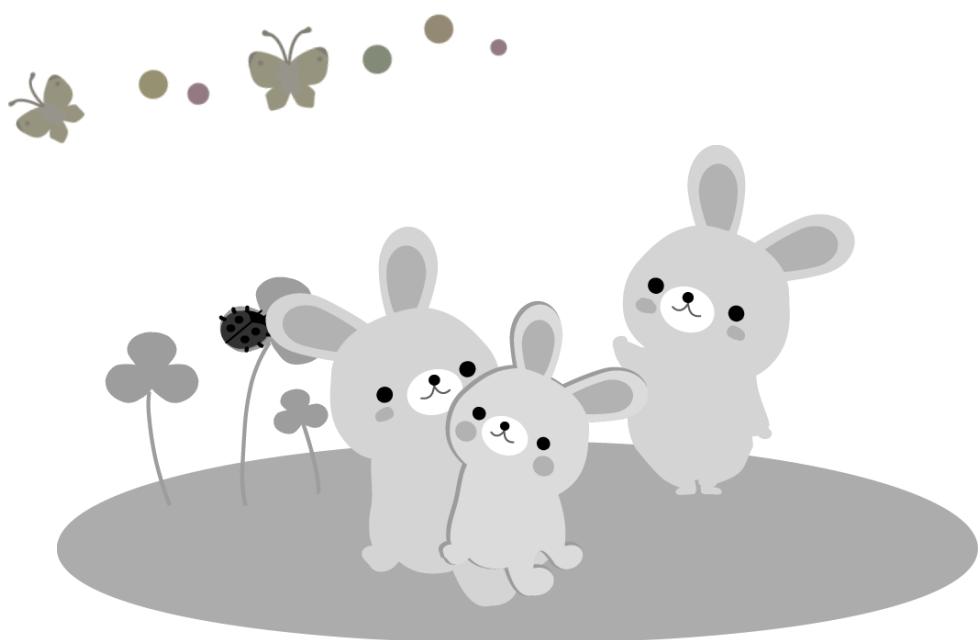


吉見町公式フェイスブック

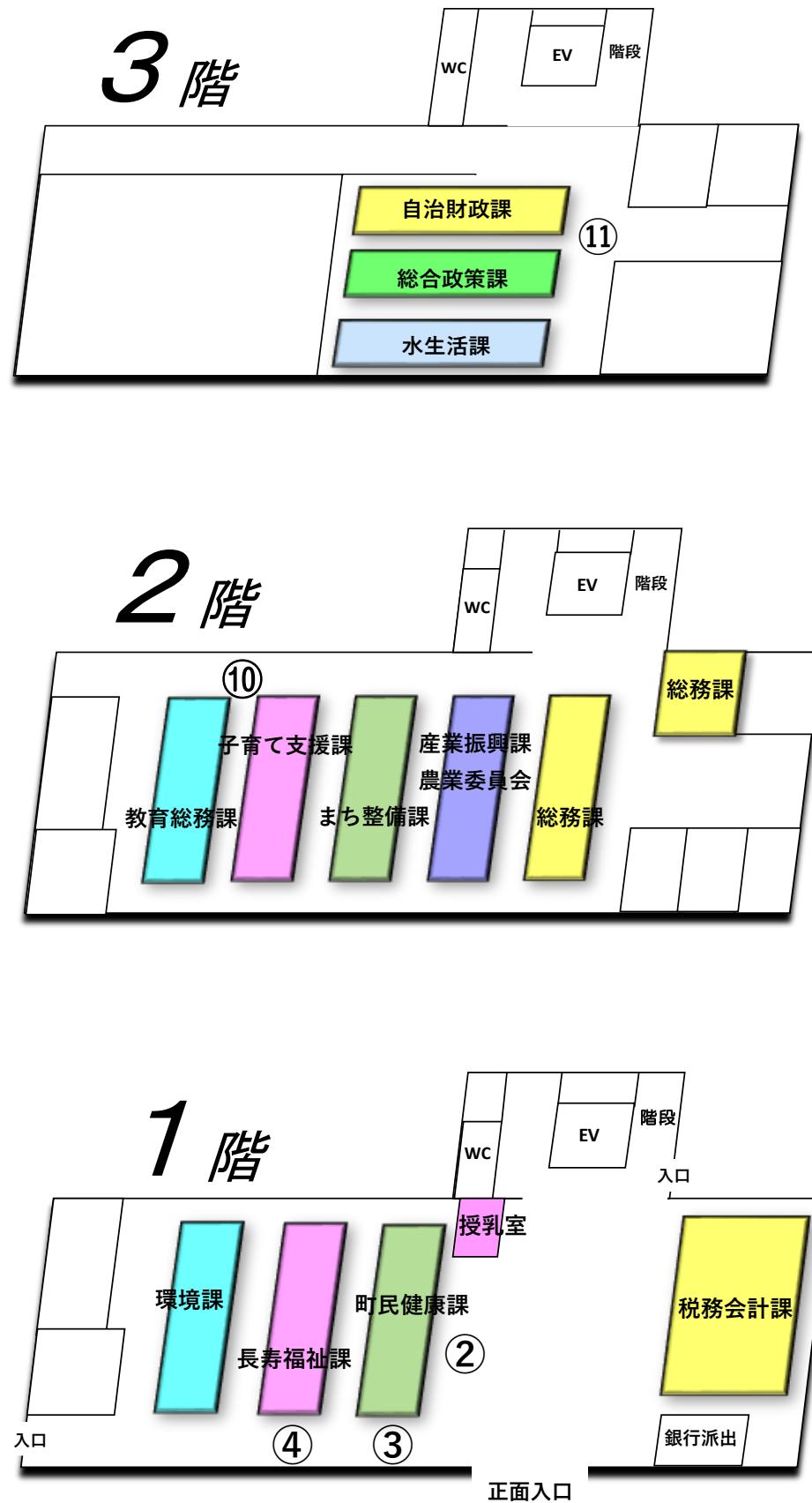
<http://www.facebook.com/yoshimimachi>

»お問い合わせ先一覧«

名称	連絡先	場所
子育て支援課	63-5014	2階10番窓口
町民健康課 町民係	63-5010	1階2番窓口
町民健康課 保険年金係	63-5011	1階3番窓口
長寿福祉課 福祉係	63-5012	1階4番窓口
教育総務課 学校教育係	54-7807	2階10番窓口
自治財政課 人権政策室 相談係	54-1515	3階11番窓口
総合政策課 政策推進係	54-5026	3階11番窓口
保健センター	54-3120	吉見町大字下細谷1212
よしみけやき保育所	54-1766	吉見町大字中新井467
子育て支援センター	59-8681	吉見町大字中新井467
こども家庭センター	81-5709	吉見町大字中新井497
子どもの居場所	81-5735	吉見町大字中新井497
よしみ幼稚園	54-2512	吉見町大字御所146-2
緊急サポートセンター埼玉	048-297-2903	川口市東川口4-2-20 プロミネンスⅡ102



◆役場庁舎案内図◆



〒355-0192

埼玉県比企郡吉見町大字下細谷411番地

吉見町 子育て支援課

電 話 0493-63-5014